

# 令和6年度 入間東部福祉会事業計画

## 1 はじめに

障害者自立支援法(障害者総合支援法)施行から18年目を迎え、株式会社等の民間参入により地域サービスの提供量が拡充される中で、障がい当事者ニーズの多様化や社会福祉法人の役割も変化を見せています。

また、運営面では報酬確保もさることながら、2040年問題と称し度々取り上げられる福祉人材の確保についても対策が求められるところです。

法人と致しましては、これら諸課題について対応が求められる状況でありますので、引き続き関係機関と連携し、法人責務を果たせるよう取り組んでまいります。

## 2 基本理念

- 1 個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳に相応しい支援に努めます。
- 2 社会を構成する一員として社会、経済、文化等の活動の機会を捉え、その活動に参加し、豊かな営みの実現に努めます。

## 3 経営理念

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实・効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

## 4 本年度の主な事業

### (1) 障害者総合支援法下の事業

- ① 第一種社会福祉事業 施設入所支援事業の設置運営
- ② 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業(生活介護)の経営
- ③ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業(就労継続支援B型)の経営
- ④ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業(就労移行支援)の経営
- ⑤ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業(短期入所)の経営
- ⑥ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業(共同生活援助)の経営
- ⑦ 第二種社会福祉事業 特定相談支援事業の経営
- ⑧ 第二種社会福祉事業 生活困難者に対する相談援助事業の経営

### (2) 公益事業

- ① 日中一時支援の事業の経営
- ② 障害者就労支援センターの事業の受託経営
- ③ 障害者生活支援センターの事業の受託経営

### (3) 費用検証

予算の効率的運用を今後も目指します。

(4) 施設整備の検討について

内部検討委員会等においてニーズ調査等を実施し、必要に応じ計画案の検討、推進を図ってまいります。

(5) 内部統制について

業務が適正かつ効率的に遂行されるように、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守並びに資産の保全に取り組んでいきます。

(6) 労働環境について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づき、職員の労働環境の整備に努めます。

(7) コンプライアンスの推進について

法令遵守・公正な職務遂行など、法令等に基づき対策を講じてまいります。

(8) 法人研修について

職員の資質向上を目的に、法が定める事業研修を始め、諸課題に応じた研修を企画し推進してまいります。

(9) 理念等の再構築について

将来に資する法人とすべく、近年の福祉事業の動向を鑑み、次世代の担い手職員を中心に、法人及び事業所のあり方について検討を図ってまいります。

(10) 業務の効率化について

IT 技術の活用と DX を積極的に推進し、業務改善を図るとともに持続可能な福祉サービスの提供を実現すべく検討を進めてまいります。

## 5 本部事務局の具体的な事業計画

(1) 理事会・評議員会の開催

① 定例理事会

(5月) 前年度事業報告及び決算報告の審議、その他

(2月) 次年度事業計画及び当初予算の審議、その他

② 定例評議員会

(6月) 前年度事業報告及び決算報告の審議、その他

(3月) 次年度事業計画及び当初予算の審議、その他

③ 臨時会(随時) 審議の必要に応じて随時開催

(2) 安定した施設運営の確保

(3) 職員の資質向上のための各種研修への参加

(4) 二市一町との事業等の調整、連携の強化

(5) 法人施設長会議・法人係長会議・法人主任会議・法人看護師会議・法人相談員会議の定例化

## 6 各施設・事業所の具体的事業計画

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| (1) 入間東部みよしの里事業計画        | 別紙 1 |
| (2) 入間東部むさしの作業所事業計画      | 別紙 2 |
| (3) ふじの木作業所事業計画          | 別紙 3 |
| (4) おおい作業所事業計画           | 別紙 4 |
| (5) 大井デイケアセンター事業計画       | 別紙 5 |
| (6) かみふくおか作業所事業計画        | 別紙 6 |
| (7) 三芳太陽の家事業計画           | 別紙 7 |
| (8) 入間東部障がい者相談支援センター事業計画 | 別紙 8 |
| (9) グループホームふじみ野かがやき事業計画  | 別紙 9 |

## 別紙 1

### 令和6年度 人間東部みよしの里事業計画

#### 1 はじめに

利用者が「自分らしく過ごせる施設」であるよう、職員は日々の実践を糧とし、常に「支援の在り方」を模索し、また挑戦し、専門性を高め取り組んでまいります。

そして、引き続き新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、適切な対応を図ってまいります。

#### 2 基本方針

(1) 利用者が「自分らしく過ごせる場所」であるよう努めます。

(2) 「利用者の自分らしさ」を尊重すべく、障がい理解を深めつつ、知覚・感覚・言語による包括的コミュニケーションケアを実践します。

#### 3 支援の充実を図ります

利用者が健康で文化的な生活を営めるように、下記の支援を提供します。

##### (1) 生活介護

ア レクリエーションに取り組めます。

(ア) 周囲とのコミュニケーション活性化を目的に実施します。

(イ) 季節感を感じ、QOLの向上につなげることを目的に実施します。

(ウ) 美しいものを見て、感動することで脳を刺激することを目的に実施します。

(エ) 昔を思い出し語り合うことで、心の安定を図ることを目的に実施します。

(オ) 役割を担うことで、自尊感情を高めることを目的に実施します。

(カ) 音楽療法やカラオケ等によるリハビリ効果を目的に実施します。

イ 身体機能維持を目的とするリハビリテーションを実施します。

ウ 医療支援について、健康診断、歯科検診、精神科定期相談、協力病院への通院支援、内服支援、感染予防等に努めます。

エ 社会活動の一環として、生産活動等に取り組めます。

##### (2) 施設入所支援

ア フロアー(ユニット)構造を生かし、小集団による穏やかな生活支援を実施します。

イ 夜間支援について、生活支援員3名体制にて実施します。

ウ 栄養ケアについて、栄養マネジメント計画に基づき実施します。

エ 食事提供について、嗜好調査を実施し食生活の向上に努めます。

オ 入浴支援について、複数配置にて毎日実施します。

### (3) 共通事項

- ア 利用者の状態変化にともない、介護や医療的ケア、疾病による医療支援を視野に、職員の更なる専門性の獲得に努めるとともに、機能低下が著しい利用者も安心安全に生活が営めるよう検討を図ります。
- イ 週末の利用率増加に伴い、週末と平日における支援体制の均一を図るべく、職員配置及び日課の見直しについて、引き続き対応を図ります。
- ウ 利用者ニーズに基づき、個別支援計画書を作成します。
- エ 事故・怪我・誤薬等を予防すべく、適時業務改善を図ります。
- オ 利用者自治会活動の意向を尊重し、必要な支援を実施します。
- カ **強度行動障害支援者養成等研修**の受講を計画し、技能向上に努めます。
- キ 意思決定支援により地域生活への希望者には、希望の実現に向け調整を図ります。
- ク グループホームのバックアップ施設として、必要事項について連携を図ります。

## 4 円滑な運営管理と業務の推進を図ります

- (1) 適正運営を図るべく、業務の効率化、職員研修、虐待防止・権利擁護、リスクマネージメント、高齢知的障がい者支援対策、個別支援計画等策定、感染対策・保健給食、安全衛生委員会を設置し適宜対応を図ります。
- (2) 虐待防止責任者及び委員会を設置し、利用者の虐待防止や身体拘束の対策及び苦情解決体制の周知をおこなうなど、利用者の人権保護に努めます。
- (3) 関係法令による消防訓練及び建築物建築設備等検査・点検、情報管理、安全運転等について、適切に対応を図ります。
- (4) 情報開示について、広報及びホームページ等の媒体を活用し開示します。
- (5) 労働安全衛生法により求められる産業医・安全衛生管理者の配置について、法令基準により対応を図るとともに、職員の勤務体制等について労働安全衛生の観点から適宜見直しを図ります。
- (6) 感染、災害、防犯、事業継続等対策について適宜見直しを図るとともに、緊急時などの情報入手・連絡手段として ICT を活用します。
- (7) 良い職場・施設サービスのために、ハラスメント対策、人材育成及びチームケアの質的向上、業務の効率化等について取り組みます。

## 5 利用者及び家族・家族会と連携を図ります

利用者自治会及び家族会と定期的に協議し、円滑な運営に努めます。また、個別案件については適宜面談を実施し、信頼関係の維持、課題解決に努めます。

- (1) 利用者・家族の高齢化に伴う諸課題について、継続して家族会と検討を図ります。

## 6 地域との連携を図ります

- (1) ボランティア及び福祉実習生等について、随時受け入れを実施します。
- (2) 関係機関と協力し、障がい理解の啓蒙に努めます。
- (3) 地域活動について、積極的に参加し地域機関としての役割と責任を果たします。
- (4) 三芳町施設連絡協議会等に参加し、地域課題に連携して取り組みます。

#### 7 短期入所事業を行います

介護者の負担軽減や冠婚葬祭等の一時的需要に対応すべく短期入所事業を実施します。また、年々の需要の高まりに対応すべく、更なる受け入れ態勢について検討を図ります。

#### 8 日中一時支援事業を行います

介護者の負担軽減や就労保障、冠婚葬祭等の一時的需要に対応すべく日中一時支援事業を実施します（富士見市・ふじみ野市・三芳町在住者対象）。

#### 9 指定特定相談支援事業を行います

サービス等利用計画についての相談及び作成等を行い、障がい者（児）の自立した生活を支援し、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を実施します。

#### 10 生計困難者に対する相談援助事業を行います

地域の援護を要する住民に対し、相談活動等を実施し、生計困難者の自立を支援します。

#### 11 地域生活拠点事業を行います

障がい者等の高齢化、重度化及び親なき後を見据えて、障がい者等及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域生活支援拠点事業を実施します。

事業実施計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

月	施設行事	地域・その他
4	お花見	三芳さくらまつり
5	端午の節句	
6	暑中見舞い作り 歯科検診	いきいき運動会
7	七夕祭り 防災訓練	
8	納涼祭、花火	
9	歯科検診・健康診断	みよしまつり
10	ハロウィン	
11	紅葉狩り	三芳町福祉祭り
12	冬至、クリスマス会、年越し	
1	新年会、絵馬	
2	節分、バレンタインデー 歯科検診・防災訓練	三芳町ふれあいコンサート
3	ひな祭り、ホワイトデー 健康診断	

- \* 毎月実施するもの(誕生会・精神科定期相談・家族懇談会)
- \* 年間を通じて個別面談・個別外出を実施します。
- \* 予定については変更することもございます。
- \* 季節の移り変わりのイベントを通じて実感するため、季節感のある行事を設定する。

## 別紙2

### 令和6年度 入間東部むさしの作業所事業計画

#### 1 はじめに

事業所運営に関して、基本方針に基づき事業を推進していきます。

今年度は特別支援学校の生徒1名の受け入れを行います。また、利用者の平均年齢も48歳となり加齢に伴う機能低下・重度化、保護者の高齢化が進んでいます。個々の状況に合わせて他機関との連携を強化しライフステージに合わせた対応を行っていきます。

#### 2 基本方針

- (1) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、生活の質を高め自立を目指します。
- (2) 利用者のニーズを把握し、障がいに応じた社会・経済活動への参加を促進します。
- (3) 地域に開かれた施設として関係団体や市民、保護者、ボランティア等との協力関係を深めた運営を行います。
- (4) 地域福祉の推進、市民の知的障がい者への理解を促進するために積極的に地域との交流に努め、地域福祉の一翼を担う施設を目指します。
- (5) 職員研修等を充実させ、職員の資質向上に努めます。
- (6) 関係機関との連携を強化し就労移行への支援を行います。

#### 3 支援の充実を図ります

##### (1) 就労継続支援事業B型

ア 次の2つの作業部を中心として取り組みます。

- (ア) 園芸部（花の育成及び管理販売、フラワーショップ「ふれんず」経営等）
- (イ) 製造部（受注作業、イベントの開催、施設外就労（株）富澤）等）
- (ウ) 給食部（給食事業）

イ 就労継続支援事業B型は、労働を支援の中心と位置づけ、生産性の向上、目標工賃額を目指した取り組みを行います。また、社会参加の場として、利用者の障がいや発達の状況等を十分考慮し、個々のニーズに沿った取り組みを展開します。

ウ 利用者の多様なニーズに応えるためフラワーショップ「ふれんず」を継続経営していきます。その果たす役割は地域での障がい者の働く場、売上の向上、地域でのアンテナショップとしての機能を目的とします。

エ 利用者が有する力を最大限発揮できる作業及び作業工具等の工夫や改善に努めます。また、作業の効率化を図るため機械化を進めます。

オ 生産性をあげるため、必要に応じて土曜日、日曜日、祝日などを利用者の作業日に充てて作業の充実を図ります。

カ 一般就労ができる力が育った利用者には就労を目指します。

キ 施設外就労（株富澤、三芳町）を充実させ、利用者が実際の企業で働く経験を積み働く意欲を高めます。

## （2）就労移行支援事業

就労移行支援事業は2年間という期限の中で、ひとりでも多くの利用者が企業等へ就職し、離職せず安定した職業生活を継続できるように関係機関との連携を強化し、以下の基本方針に基づき取り組みます。

（ア）職業準備（アセスメント、就労訓練、職場開拓、ジョブマッチング）

（イ）集中支援（仕事の支援、ルール・マナー支援、ナチュラルサポート）

（ウ）定着支援（フォローアップ、関係機関との調整）

（エ）入間東部地域障がい者就労支援連絡会の開催

（オ）就労した利用者へのフォローアップの充実

## （3）生活介護事業

作業を通じて、社会の一員として働く喜びを体感し、充実感と生きがいをもった生活を送れるよう個々のニーズに対応した支援を行います。

## （4）生活支援

ア 健康診断、歯科検診、体力づくり、感染症予防等の健康管理に努めます。

イ 利用者が主体的・自主的に取り組んでいる自治会活動の支援を行います。

ウ 利用者のより豊かな生活を築くため、クラブ活動、余暇活動等の支援を行います。

エ ケースワーカー、相談支援センター等の支援機関、民生委員等関係者とより緊密に連携を取りながら、利用者がより豊かな生活が築けるよう援助、支援に取り組んでいきます。

オ 利用者の状況等に応じて訪問支援を実施します。

## （5）通所支援

利用者の障がいの状況や課題・条件に応じ、送迎の体制を編成します。

ア 公共交通手段等を利用できる利用者については、交通安全指導を含め可能な限り

自力通所を奨励します。

イ 自力通所できない利用者は、指定された集合場所から送迎バス等で通所するた

めの支援を行います。

ウ 自力通所者等に対する交通安全対策、注意喚起、危険箇所のチェックや回避など安全管理を行います。

#### 4 円滑な運営管理と業務の推進を図ります

- (1) 2市1町の共同設置・共同運営の基本にたつて施設の運営管理を進めます。
- (2) 個別支援計画の6カ月ごと（就労継続支援）、3カ月ごと（就労移行）の見直しと利用者・保護者への説明と同意を得た上で支援を進めます。
- (3) 支援水準の向上を図り、職員集団の統一的な支援を進める上で職員研修、年間の総括、方針づくりを重視して取り組みます。
- (4) 機関紙「むさしのだより」を発行します。また、ホームページ等で情報開示を行います。
- (5) 防災訓練および炊きだし訓練の実施や通所時等の安全対策について支援します。
- (6) 虐待防止責任者を配置し、利用者虐待の防止等に努めるとともに、苦情解決体制について家族等に周知を図り利用者の権利擁護に努めます。

#### 5 保護者及び保護者会との連携を図ります

作業所と保護者との相互理解を深めるため、情報交換等あらゆる機会を通じて、保護者との連携を深めます。それに伴い、家庭訪問、個別面談を実施します。

#### 6 地域との連携を図ります

- (1) 中高校生体験ボランティア、地域の各種ボランティア団体、個人のボランティア等を積極的に受け入れ地域の人々が作業所への理解を深められるよう一層の努力に努めます。
- (2) 作業所の存在をアピールし、障がい者への理解の輪を広げる場として、各種地域行事等に積極的に参加します。
- (3) 地域福祉の充実、地域住民の障がい者への理解促進の啓蒙活動のため関係機関・団体と協力していきます。
- (4) 特別支援学校等の実習生を積極的に受け入れ支援に協力します。
- (5) 介護福祉実習生の受け入れを行い、福祉教育、福祉の啓蒙に努めます。また、福祉系学校からの実習生の受け入れ時に、守秘義務の承諾を得た場合に利用者の個人情報の開示を行います。
- (6) 「むさしの作業所まつり」を恒例的な行事として、地域と連携をとりながら実施していきます。また、積極的に地域との交流を図り、作業所のアピール、地域の障がい者への理解を得る機会とします。
- (7) 富士見特別支援学校と連携をして、就業体験学習を実施します。学校

の授業の一環として作業所の作業を一緒に行い評価等を行い進路の一助とします。

7 日中一時支援事業の実施

介護者の負担軽減、冠婚葬祭等の一時的な需要に対応するため日中一時支援

事業を実施します。(富士見市、ふじみ野市、三芳町在住者対象)

8 指定特定相談支援事業の実施

サービス等利用計画についての相談及び作成等を行い、障がい者（児）の自立した生活を支援し、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

9 地域生活拠点事業を行います

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の一端を担うため、地域生活支援拠点事業を実施します。

事業実施計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

月別	施設の行事	地域行事・その他
4		富士見市子どもフェスティバル
5	むさしの作業所春まつり	
6	防災訓練	いきいき運動会
7	利用者歯科検診 ケースワーカー定期協議	
8		
9		みよしまつり
10		富士見ふるさとまつり
11	むさしの作業所秋まつり	みよし福祉まつり参加
12	防災訓練 年末年始休暇	ふじみ野市ふれあい広場
1	ケースワーカー定期協議	
2	利用者定期健康診断	
3	歯科ブラッシング講習会	

各地域行事・各種イベントについては、開催の有無に応じてその都度参加を予定。

## 別紙3

# 令和6年度 ふじの木作業所事業計画

## 1 はじめに

ふじの木作業所の基本方針を基に、利用者把握（障がい、思い、やりがい）に力を入れ、支援の提供や他機関との連携を図っていきます。利用者とその家族との「共感と信頼関係」をもとに「より質の高い支援」を追求していきます。

- (1) 利用者の願い・ニーズを適確に把握し実践を深めていきます。
- (2) 重度・重複障がいを持つ利用者への実践については、専門家の支援を受け深めていきます。
- (3) 利用者自治会及び家族会の運営を支援します。
- (4) 地域機関と連携し障がい者施策に協同していきます。
- (5) 引き続き、感染症等の予防及び防止対策に取り組みます。

## 2 基本方針

- (1) 私たちは、人間としての権利・尊厳を大切にする施設をめざします。
- (2) 私たちは、障がいや発達段階を十分考慮し、豊かな生活や労働が提供できるように自己研鑽に励み、専門技能を高めます。
- (3) 私たちは、生活や労働の取り組みをとおして一人ひとりが人間らしく、主体的に生きていけるよう支援していきます。
- (4) 私たちは、関係団体等と協力して地域に根ざした開かれた施設をめざします。

## 3 支援の充実を図ります

利用者の希望や思い、考えを大切に受け止めながら支援の充実を図って行きます。

### (1) 介護の提供

障がいの状態に応じて、食事・排泄など必要とされる介護を行います。

### (2) 活動の支援

ア 働く・楽しむ・学ぶなど暮らしを営む上で、日常的な要素を大切にします。

#### (ア) 働く

障がいの状態や本人の希望を勘案しながら、生産活動を実施します。

資源回収・焼き菓子製造・自主製品製造の仕事を提供し、収支に応じ工賃を支給します。

#### (イ) 楽しむ

ハイキングや宿泊旅行などの行事・社会見学・外食・音楽療法など利用者が楽しめる活動を設け、支援します。

(ウ) 学ぶ

利用者に関わる制度などについて、自治会の話し合いや団体活動に参加しながら学ぶ機会を設けます。

(3) 医療等の提供

- ア 利用者の障がいや健康に配慮し、定期健康診断・精神科相談を行います。
- イ 医療行為を要する利用者には、医師の指示に基づいて医療行為を提供します。
- ウ リハビリテーションについて、医師及び理学療法士等と連携し希望する利用者に対し実施します。
- エ 新型コロナウイルス（COVID-19）・インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染予防及び防止対策に取り組みます。

(4) その他

- ア 利用者自治会「ふじの木の家」の支援を行います。
- イ 利用者の障がい状況に応じた送迎を行います。
- ウ 利用者の支援は、個別支援計画を作成し、家族・利用者・事業所等の連帯によって支援を行います。
- エ 土曜日通所の要望があることから、昨年度に引き続き取り組みます。
- オ グループホーム利用者に関しては、ホームとの連携と保護者との連絡の体制を持ちます。

4 円滑な経営と業務の推進を図ります

- (1) 年間方針の作成、総括を行います。計画推進に必要な職員会議・作業班会議等を実施します。
- (2) 外部研修に参加し、専門技能及び知識の習得を図ります。
- (3) 事業概要や施設の活用方法について、広報を行い情報の提供に努めます。
- (4) 定期的に利用者自治会を開催し、交流の中で円滑な関係作りに努めます。
- (5) 虐待防止責任者を配置し、利用者虐待の防止等に努めるとともに、苦情解決体制について家族等に周知を図り、利用者の権利擁護に努めます。
- (6) 災害時、感染症等事業継続対策について適宜見直しを図るとともに、安全対策や危機管理、避難訓練について重視して取り組みます。

5 家族及び保護者との連携を図ります

施設と保護者との相互理解を深めるため、家族会懇談会を定期的に開催し、保護者との連携を深めます。

6 地域との連携を図ります

- (1) 困難事例については、施策推進協議会と連携し取り組みます。

- (2) 特別支援学校や福祉系学校から実習生を幅広く受け入れます。また、福祉系学校からの実習生受入れ時に、守秘義務の承諾を得た場合に利用者の個人情報の開示を行いません。
- (3) 近隣地域と災害時の協力協定を結び、災害時の連携を図ります。
- (4) 地域貢献として利用者自治会と一緒に、施設周辺（土手等）掃除を行います。

#### 7 日中一時支援事業を行います

一時的な需要に対応するため、日中一時支援事業を行います。

#### 8 指定特定相談支援事業を行います

サービス等利用計画についての相談及び作成等を行い、障がい者の自立した生活を支援し、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

## 事業実施計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

	施設行事	地域行事・その他
4月	花見	菜の花ファスタ 子どもフェスティバル
5月	ハイキング 避難訓練	鶴瀬公民館祭り
6月	健康診断・歯科検診 大掃除	いきいき運動会
7月		ピースフェスティバル セルプバザールin浦和駅コンコース販売会
8月	納涼祭	
9月	社会見学	星空シアター
10月	日帰り旅行	富士見市ふるさと祭り
11月	避難訓練	南畑青空市場・パレット祭り 三芳町福祉祭り
12月	忘年会	セルプバザールin大宮駅コンコース販売会 あいサポートフェスティバル
1月	新年会	福祉フォーラム
2月		
3月	年度末お疲れ様会	

※ 施設行事・地域行事等の参加については、状況により変更・中止する場合があります。

## 別紙4

### 令和6年度 おおい作業所事業計画

#### 1 はじめに

今年度は、特別支援学校卒業生 2 名の受け入れをします。今後も可能な限り受け入れできるよう努めます。事業運営に際しては、引き続き個々の健康観察・手洗い・消毒・マスクの着用、施設内消毒等感染対策を講じて取り組めます。

就労継続支援 B 型においては、令和 5 年度途中より新たな作業として外販・給食提供を始めました。作業への意欲・達成感につながるよう取り組めます。

生活介護においては、作業・余暇的活動等を通して、個々の課題に寄り添った支援をします。利用者の障がい状況・年齢による体力低下等により、生活介護への移行が望ましい方がいるので、定員変更の準備を進めて行きます。

#### 2 基本方針

- (1) 利用者一人ひとりの人格を尊重する事業所を目指します。
- (2) 利用者の状況に応じた生活、労働及び社会・経済活動参加を支援します。
- (3) 関係諸団体と協力して、地域福祉の一翼を担う事業所を目指します。
- (4) 職員一人ひとりが自己研鑽に励み、支援の質の向上を目指します。

#### 3 支援の充実を図ります

##### (1) 就労継続支援 B 型事業

###### ア 作業支援

就労継続支援 B 型事業は、ベーグル製造・販売、店舗経営、資源回収、公園清掃、下請受注、(株)富澤での施設外就労を通じて、利用者が働く中で力を十分発揮できるように支援に努めつつ、安定した収益・工賃に努めます。

###### イ 生活支援

- (ア) 健康診断、精神科定期相談等の実施、新型コロナ・インフルエンザ等の感染予防・防止対策の取り組みなど健康管理に配慮します。
- (イ) 利用者自治やニーズの実現のため自治会活動を支援します。
- (ウ) 余暇活動を通して社会性の獲得や豊かな生活作りに繋がるように支援します。
- (エ) 就労や地域生活充実に向けてフォーマル及びインフォーマルなサービスの情報提供と利用の支援をします。

###### ウ 就労支援

生産活動を通じて一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者については、就労意欲や態度を育てるために、ふじみ野市障害者就労支援センターや関係各機関、家族と連携しながら職場実習や求職活動などの支援を行います。

###### エ 通所支援

就労や地域生活の充実に向けて、安心安全を重視しながら自転車や公共交通機関の利用など様々な通所支援を行って自力通所を奨励します。

## (2) 生活介護事業

食事や排泄等の介護、日常生活上の取り組みを中心に支援し、ゆったりとした日課で活動を楽しみます。

### ア 生産機会の提供

生活の彩りとメリハリとして、名刺作成や和紙工芸・下請作業の生産の機会及び公園清掃を通し社会参加の機会を提供します。

### イ 生活支援

(ア) 健康診断、精神科定期相談等の実施、新型コロナ・インフルエンザ等の感染予防・防止対策の取り組みや体力づくりなど健康管理に配慮します。

(イ) 利用者自治やニーズの実現のため自治会活動を支援します。

(ウ) 音楽活動や外出の取り組みなどの活動を通して、社会性の獲得や豊かな生活作りにつながるよう支援します。

(エ) 季節やニーズを反映した創作活動や余暇活動を支援します。

### ウ 通所支援

利用者の障がい状況に応じた送迎を行います。

## 4 円滑な運営管理と業務の推進を図ります

(1) 利用者一人ひとりのニーズを把握し、個別支援計画の充実を図ります。

(2) 支援の向上と統一的な支援ため、研修や方針・総括の作成を重視します。

(3) 機関紙「もくせい」を定期発行して事業所情報等を地域に発信します。

(4) 感染症、災害時等事業継続対策について適宜見直しを図るとともに、避難訓練の実施安全対策や危機管理について重視して取り組みます。

(5) 虐待防止委員会を配置し、虐待防止責任者・虐待防止マネージャーを中心に、利用者虐待の防止に努めるとともに、苦情解決体制について家族等に周知を図り、利用者の権利擁護に努めます。

## 5 家族及び保護者との連携を図ります

利用者が心身ともに豊かで主体的な生活・利用者・家族が安定した生活ができるよう、また、利用者の将来(親亡き後)について、情報提供や情報交換、相談等を保護者会(年 3 回)・面談等あらゆる機会を通じて家族との相互理解を深め連携を図ります。

## 6 地域の連携を図ります

(1) 利用者及び施設が労働や生活を通じて、地域に必要な社会資源として「おお

い作業所」の役割の強化に努め、関係機関・団体と連携を図ります。

- (2) 実習生やボランティアの受け入れ、個人や団体との多彩な取り組みや交流を通して、事業所及び障がい者への理解が深められるよう努めます。福祉・教育系学校からの実習生の受入れ時に、守秘義務の承諾を得た場合に利用者の個人情報を開示します。
- (3) 利用者・家族の高齢化に伴い、利用者の対応だけでは解決しない場合が多く、家族対応のケースが必要になっています。親亡き後の不安や心配の軽減と、利用者本人が安定した生活ができるよう、今後も関係各機関と連携し、利用者・家族が困らないよう支援します。

## 7 日中一時支援事業を実施します

介護者の負担軽減等に対応するため日中一時支援事業を実施します。

事業実施計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

月	施設行事	地域行事・その他
4		むさしの春祭り
5	避難訓練	
6		いきいき運動会
7	歯科検診	
8	暑気払い	
9	日帰り旅行	
10	健康診断	環境フェア
11	精神科定期相談	むさしの秋まつり みよし福祉まつり ふじみ野市総合防災訓練
12	忘年会 年末年始休暇	ふれあい広場
1	初詣・新年会	
2	避難訓練	
3	年度末余暇活動	

予定については変更することがあります。

各種イベントには積極的に参加し販売の機会を設けます。

## 令和6年度 大井デイケアセンター事業計画

### 1 はじめに

基本方針に基づき、一人ひとりに寄り添った支援を行いません。最重度の利用者が多いからこそ、小さな変化を見逃さず利用者の自己決定を尊重する取り組みを実施します。

ここ数年、保護者の加齢等に伴い自宅での生活を続けることが困難となり、次の生活の場へ移るための退所が続いております。介護面や医療面で配慮が必要な利用者が多く在籍していることから、先を見据えた支援を計画相談と併せて行ってまいります。

### 2 基本方針

- (1) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、生活の質を高めます。
- (2) 利用者の障がい状況や発達段階を考慮し個々のニーズに応じたサービスが提供できるよう、自己研鑽に励み支援の質の向上を目指します。
- (3) 関係団体と協力し、地域に根差した開かれた施設を目指します。

### 3 支援の充実を図ります

利用者一人ひとりが豊かな生活を築いていけるよう、日常生活全般に於いて、次の柱に基づき取り組みます。また、職員は利用者の思いを大事にし、最善の利益を考えた支援を行います。

#### (1) 生活支援

健康や障がいに配慮し、充実した日々が過ごせるよう取り組みます。

ア 利用者の障がいの状況を把握し、二次障がいの進行を防ぐために、理学療法士による運動療法、精神科医による定期相談の実施、また、日常の健康維持と気分転換等のため、音楽療法並びに軽い運動、散歩等を実施します。

イ 入浴を希望される方については、週2回の入浴支援を実施します。

ウ 健康診断・歯科検診・ブラッシング指導を行います。また、日々の体調管理に留意し、バイタルチェック等を行います。

エ 利用者の生活を豊かなものにしていくため、文化活動・余暇活動・外出等の支援を行います。

オ ケースワーカー、関係諸機関と連携し、利用者が安心して生活を送れるよう、支援・援助をします。

カ 感染症対策を講じ感染予防に努めます。

#### (2) 活動支援

利用者の協力・協働の関係を深め、生きがいや喜びが持てるよう取り組みます。

ア 作業活動を取り組みます。

(ア) 自主製品の製作 (ビーズ、革製品)

(イ) 公園の清掃 (亀久保西公園：業務委託)

イ 利用者が能力を発揮できるよう、個々に合わせた作業環境・作業内容・支援方法に配慮します。

ウ 利用者の自立と意欲の向上に向けた支援を行います。

### (3) 通所支援

利用者の障がい状況に応じた送迎を行います。

## 4 円滑な運営管理と業務の推進を図ります

(1) 利用者・家族のニーズを把握し、個別支援計画の作成・モニタリングを行います。

(2) 支援の質的向上と職員の意思・支援の統一を図るため、職員会議・ケース会議を行います。また、内・外部研修へ積極的に参加し、支援に反映できるよう努めます。

(3) 利用者の生活を幅広く把握し、多様なニーズや要望に応えるため、説明と同意を基調とした取り組みの運営に努めます。

(4) 家族や関係者、関係諸団体及び地域住民の方々等への理解と協力をひろげるため、広報『さくら通り通信』の定期発行とともに、ホームページを活用し取り組みます。

(5) 災害や感染時の事業継続対策について適宜見直しを図り、定期的な訓練の実施やセンター内外での危険管理、安全対策につなげます。

(6) 虐待防止責任者を配置し、利用者虐待の防止等に努めるとともに、苦情解決体制について家族等に周知を図り、利用者の権利擁護に努めます。

## 5 保護者会との連携を図ります

施設と保護者との相互理解を深めるため、保護者会を定期的開催し、保護者との連携を深めます。

## 6 地域との連携を図ります

(1) 地域の方々や諸団体・諸機関との交流をすすめ、大井デイケアセンターへの理解を広げるとともに、これからの地域福祉を共に担う協力協働の関係を築きます。

(2) 利用者の社会性を広げ、歴史や文化を享受する機会とするため、各種地域行事、地域イベントなどに参加します。

(3) ボランティアや実習生の受入を積極的にすすめ、福祉教育及び福祉の啓蒙に努めます。また、福祉系学校からの実習生受け入れ時に、守秘義務の承諾を得た場合に利用者の個人情報の開示を行います。

(4) 他施設と連携し相互交流を進め、利用者支援の質的向上に努めます。

## 7 日中一時支援事業の実施

介護者の負担軽減、冠婚葬祭等の一時的な需要に対するために日中一時支援事業を実施します。

## 8 指定特定相談事業

サービス等利用計画についての相談及び作成等を行い、障がい者（児）の自立した生活を支援し、障がい者（児）の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

また、ふじみ野市地域生活支援拠点等事業において、緊急時受入れに向けた支援調整会議への参画等、市内相談事業所と連携を図りながら進めてまいります。

## 9 ふじみ野市障害者総合相談支援センターの事業を実施します（受託事業）

地域の障がい者の生活・就労面でのニーズや相談に包括的に対応できるよう各関係機関と連携を図りながら事業を進めてまいります。

また、基幹相談支援センター業務の一部を担当し、相談者に必要な支援が円滑に届けられるよう相談支援業務の強化を目指してまいります。

事業実施計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

月	施設行事	地域・その他
4		
5	春外出	むさしの春まつり
6	健康診断 いきいき運動会	いきいき運動会
7	歯科検診 ミニ外出	
8	暑気払い	
9		
10	総合消防訓練 ミニ外出	
11		むさしの秋まつり
12	忘年会	
1	初詣 成人を祝う会、ミニ外出	
2	総合消防訓練	
3	年度末外出	

※予定については変更することがあります。

## 別紙6

### 令和6年度 かみふくおか作業所事業計画

#### 1 はじめに

今年度から多機能型事業所となり就労継続支援B型に加え生活介護事業を開始しました。来年度は、利用者の障害状況等に合わせ生活介護事業の定員割合を増やし、強度行動障害に適切に対応出来るよう取り組みます。

また、利用者の年齢や体力、体調、意向等を念頭に、一人ひとりに合った活動内容や支援方法等について検討を積み重ねられるよう取り組み、より意向に沿った適切な支援を提供出来るよう努めます。

#### 2 基本方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、意思決定のための支援を心掛け、利用者の立場に立ち支援を行うよう努めます。
- (2) 利用者一人ひとりが地域の中で希望する生活を送れるよう、個々のニーズに応じた支援を適切に行えるよう、職員の資質向上に努めます。
- (3) 地域住民との良好な繋がり維持に努め、地域に根ざし開かれた施設運営を目指します。

#### 3 支援の充実を図ります

##### (1) 就労継続支援B型事業

###### ア 作業支援

利用者が住み慣れた地域で生活するため、地域社会の人々と交流をもつ手段として協力者宅への資源回収を行い、その作業から派生する古本販売等を展開していきます。体力の維持や健康に留意すると共に、作業内容を充実させるため利用者個々に合った作業工程や治具などの開発、作業環境の調整等を図り、以下の作業支援を行いながら、自立生活に必要な経験を積み重ねられるよう支援します。

- (ア) 資源回収作業（電話受付、固定協力者定期回収）
- (イ) 古本販売作業（イベント、インターネットでの販売）
- (ウ) 缶つぶし作業（アルミ缶・スチール缶分別）
- (エ) 清掃受託作業（官舎公園、コミュニティ公園）
- (オ) バザー品・リユース品販売作業（イベントで販売）
- (カ) 内職作業

###### イ 生活支援

- (ア) 利用者の健康を保持・増進し、地域社会の中でより豊かな生活を送れるよう医療と連携した支援を行います。

(イ) 健康診断や歯科検診を実施すると共に、インフルエンザ等の感染予防・防止対策等、健康管理に努めます。

(ウ) 余暇活動や文化活動の情報提供等の支援を行います。

(エ) グループホームや短期入所利用者に関しては、施設や家族との連絡体制を整えます。

#### ウ 通所支援

自力通所を希望しない利用者へは、安全確保と指定された場所からの送迎を行います。また、自然災害の恐れのある場合の対応を図ります。

#### エ 行事

行事という非日常的体験を通じて様々な社会経験の機会をもてるようにします。また、計画段階から利用者の参加を促し、意思決定等の社会生活スキルを高められるよう支援します。

#### オ 就労支援

一般就労を希望する利用者に対しては、ふじみ野市障がい者総合相談支援センター等の専門機関と連携し、就労態勢を整えるために必要な支援を行います。

### (2) 生活介護事業

#### ア 生産活動機会の提供

障がいの状況等により食事や排泄等の日常生活上必要な支援を行いながら、利用者の意向にそった生産活動（資源回収・古本販売・缶つぶし・内職等）の機会を提供し、身体機能や生活能力の向上のための支援を行います。

#### イ 生活支援

(ア) 利用者の健康を保持・増進し、地域社会の中でより豊かな生活を送れるよう医療と連携した支援を行います。

(イ) 健康診断や歯科検診を実施すると共に、新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染予防・防止対策等、健康管理に努めます。

(ウ) 余暇活動や創作活動等の支援を行います。

(エ) グループホームや短期入所利用者に関しては、施設や家族との連絡体制を整えます。

#### ウ 通所支援

安全確保と指定された場所からの送迎を行います。また、自然災害の恐れのある場合の対応を図ります。

#### エ 行事

行事という非日常的体験を通じて様々な社会経験や楽しめる機会をもてるよう支援します。

#### 4 円滑な運営と業務の推進を図ります

- (1) 利用者のニーズを把握し、個別支援計画の作成、モニタリングによる計画の改善を図ります。
- (2) 作業所の支援水準を高めるため、研修等に積極的に参加し職員間でその内容の共有を図ります。また、課題解決のための事例検討等を定期的に行い、支援内容の改善を図ります。
- (3) 施設環境や備品等の整備に努めます。また、今後予想される災害・感染症に備えた備蓄をします。
- (4) 市民の理解と協力を広く得られるよう定期的に作業所新聞を発行し、情報の提供を行います。
- (5) 施設の安全対策や危機管理、防災訓練について重視して取り組みます。
- (6) 虐待防止責任者を配置し、利用者虐待の防止等に努めるとともに、苦情解決体制について家族等に周知を図り、利用者の権利擁護に努めます。

#### 5 家族、保護者会との連携を図ります

定期的に保護者会を開き事業内容の理解促進と連携を深めます。また、意向や意見聴取を行い、支援内容の向上を図ります。

#### 6 地域との連携を図ります

- (1) 行政、地域の関係団体等と協力関係を深め、施設の活動内容の充実に取り組みます。
- (2) 作業所の周知や障がい者への理解を深めるため、地域の各種行事に積極的に参加します。
- (3) 特別支援学校等や福祉系学校からの実習生を幅広く受け入れます。また、福祉系学校からの実習生の受入れ時に、守秘義務の承諾を受けた場合に利用者の個人情報の開示を行います。
- (4) ボランティアの受け入れを行い、利用者への理解促進に努めます。

#### 7 日中一時支援事業の実施

介護者の負担軽減、冠婚葬祭等の一時的な需要に対応するため、日中一時支援事業を実施します(ふじみ野市内)。

#### 8 指定特定相談支援事業の実施

サービス等利用計画についての相談及び作成等を行い、障がい者の自立した生活を支援し、障害者の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

事業実施計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

月	施設行事	地域・その他
4		
5	ハイキング	むさしの作業所まつり
6	歯科検診	いきいき運動会
7	健康診断	
8		
9	防災訓練	
10	社会見学	環境フェア
11		むさしの作業所まつり
12	忘年会	ふれあい広場
1		
2	レクリエーション 防災訓練	
3	花見	

※関連イベントには必要に応じ参加します。また、不定期に「ごちそうデイ」や「出張トトロ（古本等販売）」を実施します。

## 別紙 7

### 令和6年度 三芳太陽の家事業計画

#### 1 はじめに

生活介護事業では、入浴サービスや医療的ケアの必要な方を受入れることによりサービスを拡充していきます。高齢化等に対応できるよう、休日の余暇活動支援や日課活動の在り方を検討していきます。また、新規利用者を迎えるにあたって新たな作業場・作業種を検討します。

就労継続支援B型では、効率的な弁当製造販売を実施し利用者工賃の増額を図っていきます。また、各相談事業所と連携を取りながら、三芳町の在宅の障がい者の方を地域生活に結びつけるとともに、三芳町障がい者就労支援センターを活用した一般就労者を増やせるように支援していきます。

非常災害時に備え太陽光発電・EV自動車・自家発電を設置し、三芳町の福祉避難所としての役割を担っていきます。

引続き、新型コロナウイルス感染症等の対策を行っていきます。

#### 2 基本方針

利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。また、地域との連携や交流を図ることにより、利用者の生活の質を高め、地域生活を円滑に過ごせることを目指します。

##### (1) 生活介護事業

ア 生活や作業を通して、社会性を学び、生活の主体者として生き生きと充実感を持った毎日を過ごすことを目指します。

イ 文化的・健康的な生活を行い、情緒を安定させ、豊かな人間性を育てます。

ウ 健康の保持・増進を図ると共に、自己管理能力の向上を図ります。

##### (2) 就労継続支援B型事業

ア 利用者が一人の人間として自立できるように、エンパワメントの向上を目指します。

イ 利用者には就労や生産活動の機会など様々な活動の機会の提供を通して、知識及び能力の向上を図ります。

ウ 自立した生活を営むために必要な収入を目指します。

エ 「働いている」ことを意識できるように支援をします。

#### 3 支援の充実を図ります

##### (1) 生活介護

###### ア 生活支援

日常生活の支援において、利用者が主体的に物事に取り組み、地域生活をより豊かに

送れるよう支援します。また、休日の余暇活動支援を充実するため、基本的に第1土曜日を開所します。更に、入浴支援・医療的ケアの必要な方の受入れを実施し、サービスの充足に努めます。

- (ア) 基本的な生活習慣の獲得に向けて、適切な介護を実施します。
- (イ) 社会生活を営む上で、必要なものを学べるように支援します。
- (ウ) 余暇活動や文化的活動を有意義に過ごせるように支援します。
- (エ) 入浴支援が必要な方については、週2回の入浴支援を実施します。

#### イ 作業支援

働くことの大切さと機能訓練としての作業を次のとおり実施し、働いた対価として工賃を支給します。

- (ア) 内職
- (イ) 自主製品製作（手工芸品）
- (ウ) その他（イベント等）

#### ウ 医療・療育・機能維持支援

健康の保持・増進や情緒の安定を図るとともに、2次障害の進行を抑制するための支援をします。

- (ア) 定期健康診断・精神科定期相談・歯科検診・感染予防対策など利用者の健康管理を支援します。
- (イ) 年2回、嘱託医による回診を行い、健康管理等の相談等を行います。
- (ウ) 3か月に1回、理学療法士と連携し、身体機能の維持を支援します。
- (エ) 日課活動を通じて、健康保持を支援します。
- (オ) 音楽療法士と連携し、情緒の安定と積極性の醸成を図ります。

### (2) 就労継続支援B型

既存のお弁当製造を効率的に拡大させ、利用者の工賃増額にあたります。福祉喫茶ハーモニーは月曜日から金曜日の営業を行います。

#### ア 作業支援

- (ア) 出張所の福祉喫茶ハーモニーの経営を行います。
- (イ) 注文配達弁当の販売を強化します。
- (ウ) 利用者が主体的に働くことができるような作業種やシステムを検討します。
- (エ) 一般就労できる力が付いた利用者には、関係機関と協力して一般就労につなげます。

#### イ 生活支援

- (ア) 地域生活をより豊かに送れるよう余暇活動支援を実施します。
- (イ) 利用者が自主的・主体的に運営できるよう自治会活動を支援します。
- (ウ) 定期健康診断・精神科定期相談・歯科検診・感染予防対策など利用者の健康管

理を支援します。

(エ) 相談支援センターやケースワーカー等関係機関と連携し、より良い地域生活が構築できるようにします。

### (3) その他

ア 個別支援計画を作成し、定期的な確認を実施します。

イ 利用者の障がい状況に応じた送迎を実施します。

## 4 円滑な運営管理と業務の推進を図ります

(1) サービス利用計画に基づき、利用者のニーズや願いを施設運営や個別支援計画に反映します。

(2) 行政や他施設・団体と連携し、利用者が地域において豊かで主体的な生活が送れるよう検討します。

(3) 生活支援や工賃アップを中心とした研修に積極的に参加し、職員の質の向上に努め、より質の高いサービスの提供に努めます。

(4) 施設通信を発行します。

(5) 感染症、災害時等事業継続対策について適宜見直しを図るとともに、安全対策や危機管理、防災訓練について重視して取り組みます

(6) 虐待防止責任者を配置し、利用者虐待の防止等に努めるとともに、苦情解決体制について保護者等に周知を図り、利用者の権利擁護に努めます。

## 5 保護者及び保護者会との連携を図ります

保護者とのコミュニケーションを図るため、保護者会を実施し利用者支援の充実に努めるとともに、施設運営の協力をお願いします。

## 6 地域との連携を図ります

(1) ボランティアを積極的に受け入れ、三芳太陽の家の理解者、支援者を広げます。

(2) 特別支援学校や福祉系学校等から実習生を幅広く受け入れます。また、福祉系学校からの実習生の受入時に、守秘義務の承諾を得た場合に利用者の個人情報の開示を行いません。

(3) 状況を見ながら、福祉祭りなど地域の行事に参加します。

## 7 日中一時支援事業を行います

介護者の負担軽減、冠婚葬祭等の一時的な需要に対応するために日中一時支援事業を行いません。

#### 8 指定特定相談支援事業を行います

サービス等利用計画についての相談及び作成等を行い、障がい者（児）の自立した生活を支援し、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

#### 9 三芳町障がい者就労支援センターの事業を実施します（受託事業）

地域の障がい者の就労を促進するための支援と併せて、就労した後も長く働き続けることができるよう定着支援にも力を入れた取り組みを行ないます。

関係各機関と連携しながら就労支援事業を実施します。

## 事業実施計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

月	施設行事	地域・その他
4		
5	定期健康診断	
6	防災訓練	いきいき運動会
7		
8	暑気払い	
9	宿泊旅行	みよし祭
10		
11	歯科検診	三芳福祉祭
12	忘年会・大掃除	
1	新年会	
2	防災訓練	コピスイベント
3		三芳町ふれあいコンサート

- \* 保護者会は、適時実施します。
- \* 年間を通じ必要に応じて個別面談を実施します。
- \* 予定については変更することがあります。

## 別紙 8

### 令和 6 年度 人間東部障がい者相談支援センター事業計画

#### 1 はじめに

令和 6 年度は「第 6 期富士見市障がい者支援計画」が策定されます。障がいの有無に関わらず共に支え合う共生社会の実現のため相談支援事業の役割を認識し行政や地域の関係機関と連携し取り組んでいきます。

障害児・者等が地域において安心して生活を維持・継続するためには、個々様々な生活全般に渡る支援が必要になります。多種多様な相談に適切に対応できるよう、積極的に幅広い研修等に参加し相談支援専門員として資質の向上を図ります。

#### 2 基本方針

- (1) 利用者等の意思及び人格を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、常に利用者の立場に立って支援を行うよう努めます。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 多種多様な相談に適切に対応できるよう職員の相談支援専門員としての資質の向上に努めます。
- (4) 支援の質を高め地域の福祉に貢献するため、障害福祉サービス事業所、各種の専門機関及び、相談支援事業所との協力関係を深め、連携した支援体制を築きます。

#### 3 支援の充実を図ります

##### (1) 特定相談支援事業

###### ア 計画相談支援

- (ア) 利用者の心身の状況その他諸事情を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。
- (イ) 継続サービス利用支援（サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、モニタリング期間ごとにサービス等の利用状況を検証し、必要に応じ利用計画の見直し等を行います。）

###### イ 基本相談支援

- (ア) 地域の障がい者等とその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
- (イ) 市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整等（サービス利用支援に関するもの以外）を行います。

## (2) 障害児相談支援事業

### ア 障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請手続において、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向等を踏まえて「障害児支援利用計画」を作成します。

### イ 継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

## (3) 受託相談支援事業

### ア 富士見市障がい者相談支援センター業務

生活の中の様々な相談を受け、行政や専門機関と連携して支援を行います。

### イ 富士見市障がい者基幹相談支援センター業務

#### (ア) 地域の相談支援体制の強化の取組

市内相談支援事業所連絡会等を実施します。

#### (イ) 地域移行・地域定着の促進の取組

医療や保健・福祉機関、地域住民等と連携して支援を行います。

#### (ウ) 権利擁護及び虐待防止の取組み

障がい福祉課等と連携して支援を行います。

#### (エ) その他

地域生活支援拠点等の事業（緊急時対応等）の取り組みとして、更に充実した取組みが行えるよう地域の支援機関と連携していきます。

### ウ 富士見市障がい者就労支援センター業務

#### (ア) 就労態勢を整えるための支援

職業評価や訓練機関・事業所等の情報提供や利用支援等を行います。

#### (イ) 求職活動に関する支援

就労支援事業所や職業安定所、就業・生活支援センター、県の就労支援機関等と連携して就職のための支援を行います。

#### (ウ) 就職時や就職後の職場定着のための支援

必要に応じ職場を訪問し、安定した就労を継続するため、職場との調整や相談支援等を行います。

#### (エ) その他

就労に関する生活面等で必要な支援を実施します。

## 4 円滑な運営管理と業務の推進を図ります

(1) 関係自治体と協力し、地域の実情に応じた事業運営に努めます。

(2) 事業所情報の開示については、パンフレットやホームページ等の媒体を活用して実

施します。

- (3) 適切な相談支援を実施するため、関係会議や研修等に積極的に参加し、情報収集や専門知識の習得に努めます。
- (4) 利用者に不利益となる対応を避けるため、支援内容等については、協議会や関係機関・専門職を交えた事例検討等の機会を通じ常に支援内容の改善を図ります。
- (5) 苦情解決体制について利用者等に周知を図り、利用者の権利擁護に努めます。

## 5 地域との連携を図ります

- (1) 行政、地域の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、専門支援機関等との連携を図り、社会資源の改善に努めます。
- (2) 地域住民への障がいについての理解啓発に関する活動に協力します。
- (3) 相談支援事業所のネットワークを構築するための会議等に積極的に参加し、支援体制の強化に取り組みます。
- (4) 地域の関係諸団体との交流や、活動への参加を積極的に行い、障がい者支援と地域福祉の推進に協力します。

### 事業実施計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

月	センター主体業務	地域・その他
4		富士見市成年後見制度利用促進協議会
5		お家へ帰ろうプロジェクト会議（菅野病院）
6	富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会（人材育成チーム） 相談支援事業所連絡会	お家へ帰ろうプロジェクト会議（川越同仁会病院） 富士見市成年後見制度利用促進協議会
7	富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会 富士見市内児童発達支援事業所・放課後等 デイサービス事業所連絡会	富士見市障害者施策推進協議会
8		お家へ帰ろうプロジェクト会議（菅野病院）

9	富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会（児童チーム） 富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会（人材育成チーム）	お家へ帰ろうプロジェクト会議（川越同仁会病院）
10	富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会（精神・就労チーム） 富士見市内児童発達支援事業所・放課後等デ イサービス事業所連絡会 相談支援事業所連絡会	富士見市成年後見制度利用促進協議会
11	富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会	富士見市障害者施策推進協議会 お家へ帰ろうプロジェクト会議（菅野病院）
12	富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会（児童チーム）	お家へ帰ろうプロジェクト会議（川越同仁会病院） 富士見市成年後見制度利用促進協議会
1	富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会（人材育成チーム）	
2	富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会（精神チーム） 相談支援事業所連絡会	お家へ帰ろうプロジェクト会議（菅野病院） 富士見市成年後見制度利用促進協議会
3	富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会 富士見市障害者施策推進協議会 相談支援部 会（就労チーム）	富士見市障害者施策推進協議会 お家へ帰ろうプロジェクト（川越同仁会病院）

※関連する研修や会議等には必要に応じ参加します。

## 別紙9

### 令和6年度 グループホームふじみ野かがやき事業計画

#### 1 はじめに

グループホームふじみ野かがやき、グループホームはばたきは基本方針に基づき、利用者自身が暮らし方を決めていける居心地のいいグループホームづくりを目指していきます。利用者が地域住民として暮らしていくための「橋渡し役」を担えるよう取り組んでいきます。

#### 2 基本方針

- (1) 利用者の人格とプライバシーを尊重していきます。
- (2) 体と心がゆっくり休まり、安心していられる環境づくりをしていきます。
- (3) 一人ひとりの希望・要望を基に計画に沿った適切な支援をしていきます。
- (4) 地域の一員として暮らせるよう社会資源の活用を推進していきます。
- (5) 短期や体験での利用を積極的に推進していきます。

#### 3 支援の充実を図ります

グループホームの生活が安心・安全で豊かな暮らしとなることを目的として生活の支援を実施します

##### (1) 生活支援

ア 食事の提供を行ないます。

- (ア) 定期的に利用者の希望や嗜好の聞き取りをしていきます。
- (イ) 休日に利用者と支援者が共同で買い物、調理できるよう支援していきます。

イ 衛生管理に努めていきます

- (ア) 衛生的観点から毎日入浴することを推進していきます
- (イ) 衣類の洗濯ができるよう支援していきます。
- (ウ) 清潔な空間で生活できるよう必要に応じ、部屋の清掃や整理を支援してきます。

ウ 日中活動が円滑にできるよう推進していきます。

- (ア) 就労継続支援 B 型等の他のサービスを利用する場合等にサービス提供事業者と連絡・調整を行ない、日中活動が円滑になるように努めていきます。

エ 夜間支援を行ないます。

- (ア) 十分な睡眠ができるよう環境を整え、事故等が発生しないよう見守りを行ないます。

オ 健康状態を把握することに努めていきます。

- (ア) 服薬状況を把握、または支援をしていきます。

- (イ) 月2回の看護師の定期訪問を実施していきます。
- (ウ) 体調不良など通院が必要な場合、近隣医療機関への付き添いを行ないます。
- (エ) インフルエンザ等の感染症の予防・防止対策など健康管理に努めます
- カ 金銭管理を支援していきます。
- (ア) 工賃等の収入に合わせた、余暇費等の支出管理の支援を行ないます。
- キ 相談支援をしていきます。
- (ア) 悩みや困ったことなどがあれば個別で話を聞く支援を行ないます。

## (2) 余暇活動支援

- ア 休日や余暇時間には個々のニーズに沿った活動を推進していきます。
- (ア) 近隣の店舗への買い物支援を行ないます。
- (イ) 交通機関を利用して外出ができる取組を検討していきます。
- (ウ) 外食ができるよう支援スタッフを配置していくことを検討していきます。
- (エ) 他のサービス利用の調整や情報の提供など余暇支援のあり方を構築していきます。
- (オ) 季節にあわせた活動や催しを行ないます。

## 4 適切な運営管理を図ります

- ア 関係法令による消防訓練及び建築物建築設備等検査・点検、情報保護について適切な対応を図ります。
- イ 虐待防止責任者を配置し、利用者虐待の防止に努めるとともに、苦情解決体制について周知を図り、利用者の権利擁護に努めていきます。
- ウ 月1回会議を開催し支援の方向性を統一するよう努めてきます。また、定期的に学習会を開催し、障害への理解を深めていく機会をつくります。
- エ 希望や要望を聞く場として定期的に話し合う機会を設けていきます。
- オ 災害や感染症対応等、事業継続や危機管理の整備・見直しに努めていきます。

## 5 短期利用を実施します

- ア ふじみ野かがやきでは家族ニーズや緊急時の受け入れ、また、体験利用のニーズを合わせ、短期利用を実施します。

## 6 地域との連携を図ります

- ア 地域の関係団体との関係を構築していき、障がい者の活動や理解を深めていきます。
- イ 町内の自治会活動に積極的に参加します。
- ウ 家族向けに入居者の生活を伝えるための手段として「たより」を発行していきます。

7 地域生活拠点事業を行います

障がい者等及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域生活支援拠点事業実施に向けて、ふじみ野市と調整を図っていきます。

事業実施計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

月	施設行事	地域・その他
4		
5		
6		
7	健康診断	グループホーム交流会
8	避難訓練	
9		
10		
11	予防接種	
12		
1		グループホーム交流会
2	健康診断	
3	避難訓練	

※土・日・祝日には、利用者の希望に応じて外出を実施します。